

ATMでの引出し等上限額・上限回数変更届書

※太枠内にボールペンではっきりとご記入ください。(文字が消えるボールペンは使用できません)
 ※口枠欄は、該当の項目にレ印をつけてください。

年 月 日

おところ	郵便番号 (—)		
おなまえ	フリガナ	様	お届け印
日中 ご連絡先 電話番号	(携帯) (会社) (自宅) — —		
生年月日	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和	年 月 日	カードをご提示のうえ、暗証番号を入力される場合は、お届け印の押印は不要です。(カードはご本人様名義に限ります。代理人カードでは上限額・上限回数の変更の届出はお取り扱いできません)
通常貯金の 記号番号	記 号	▲	番 号

▲通帳に記載のある方のみご記入ください。

次のとおり、ATMでの引出し等における1日の上限額等を変更します。

上限額の変更	変更後の 上限額 ※変更後の上限額は、「①≦②≦③」となるように設定してください。	① 磁気ストライプによるお取り扱い (最高200万円)			万円
		② ゆうちょ通帳アプリによるアプリ認証サービスを利用しないICカードでのお取り扱い(最高200万円)			万円
		③ ゆうちょ通帳アプリによるアプリ認証サービスを利用したICカードでのお取り扱い(最高500万円)			万円
上限回数の変更	変更後の上限回数				回

- 【届出にあたってのご注意】
- 「引出し等」とは、次の取り扱いをいい、各取り扱いの合計金額・合計回数により計算します。
 - ・ 通帳またはカード(代理人カードを含みます)による貯金のお引出し
 - ・ 電信振替(口座間送金)および他行への振込みによる口座からのお引出し(電信振替および他行への振込みの手数料は、合計金額に含みません)
 - ・ 通常払込み(払込書による払込み)による口座からのお引出し(払込みの料金は、合計金額に含みます)
 - ・ デビットカードサービスによる電信振替
 - ゆうちょ銀行または郵便局・提携先の金融機関でのATMによるお引出し等が対象です。(窓口でのお引出し等およびゆうちょダイレクトによる送金は含みません)
 - ゆうちょ銀行のATMによるお引出しは、1回の操作でお取り扱いできる紙幣の枚数が100枚です。上限回数を変更される際はご注意ください。
 - ICカードに対応していないATMでのICカードによるお引出し等やデビットカードサービスによる電信振替の合計金額は、「① 磁気ストライプによるお取り扱い」の利用上限額を適用します。

40

<取扱店使用欄>

画面コード	払戻上限額変更(通帳):1103740	※上限額及び上限回数を変更する場合	確認状況 本・代 無の場合	証明書類の添付(有・無)		検 査	印 鑑 照 合	受 付
	払戻上限額変更(カード暗証):1103731	は、2回目以降の		証明書類()				
	払戻上限回数変更(通帳):1103710	操作は裏面印字		発行者名()				
	払戻上限回数変更(カード暗証):1103701			発行番号()				